

税務・人事労務ワンポイント (380)

## 今年の確定申告

税理士 嶋 賢治

今年の確定申告では、これまですべての納税者の基礎控除が一律38万円であったのが、48万円に10万円引き上げ

られました。控除額が増えると課税所得が減るので、個人事業主にとっては減税になります。

円)の慰労金は課税されません。一般的に補助金や助成金は、入金してなくても決定していれば収入に計上する必要がありません。

ら実質2千円の負担で、寄付額の3割程度の返礼品をもらえる仕組みになっています。寄付というのは本来自治体にお金を拠出したら見返りなくそこで終了のところを、1万円のふるさと納税で返礼品を受け取れば、自治体から3千円の贈与を受けたとみなされます。税務上は、法人からの贈与は一時所得になります。

そんな高額なふるさと納税をしない場合でも、返礼品を受け取った年に、生命保険等の満期返戻金が掛けた場合、たとえ1件のふるさと納税といえども、課税から免れることはできません。

一時所得の発生がある場合のふるさと納税は要注意です。

ところが合計所得金額が2400万円を超える人については、基礎控除の額が段階的に少なくなり、2500万円を超えると0円になります。従って、高所得の人は明らかに増税になります。

次にコロナ関係の支援金に関しては国民に一律10万円支給された特別定額給付金以外は、課税の対象になります。ただし、医療従事者への一律5万円(コロナへの医療提供等20万

円)の慰労金は課税されません。一般的に補助金や助成金は、入金してなくても決定していれば収入に計上する必要がありません。

そんな高額なふるさと納税をしない場合でも、返礼品を受け取った年に、生命保険等の満期返戻金が掛けた場合、たとえ1件のふるさと納税といえども、課税から免れることはできません。

一時所得の発生がある場合のふるさと納税は要注意です。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを協会ホームページで公開中



[https://www.vidro.gr.jp/one\\_point/](https://www.vidro.gr.jp/one_point/)

※無断転載禁止